

第 88 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和元年 9 月 3 日 (火)
午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 場 所 神戸市教育会館 2 階 203 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 片山 朋子
委員 北川 博巳
委員 住友 聡一
- 4 審議案件
第 1 号議案 尼崎市における (仮称) 尼崎大庄川田町商業施設 A 区画の新設に係る県の意見について (法第 8 条第 4 項)
第 2 号議案 西宮市における (仮称) 上新電機西宮河原町店の新設に係る県の意見について (法第 8 条第 4 項)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

第1号議案：(仮称) 尼崎大庄川田町商業施設A区画

審 議 の 概 要

事務局から届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：計画地は近隣商業地域、第一種住居地域及び第二種住居地域となっており、北側の国道2号、東側の市道道意線はともに交通量が多く閑静な環境ではないと判断している。夜間における店舗からの騒音は発生しないため、騒音の総合的な予測評価のみの検討である。地点A・BがC類型、地点C・DがB類型、地点EがA類型となっており、それぞれの環境基準値は60dB、55dBとなっている。予測結果においては、地点AからEの騒音は全て環境基準を満たしており、支障がないと判断している。

委員：計画地と隔地駐車場との間にフェンスを設置するようだが、指針で配慮すべき事項として示されている「歩行者の通行等の利便性の確保等」についてはいかがか。

事務局：計画地は球場跡地であるため、従前の歩行者動線として確保すべきものはない。また、計画地と南側の隔地駐車場を結ぶ動線については、尼崎市の指導により、計画地内との直接の往来は認められていないため、公道を介する計画となっている。

委員：市道道意線に右折出入庫を防止するためのポストコーンを設置することはできないか。

事務局：ポストコーンの設置について、設置者から出入口②・③付近の住民等から同意を得ることが難しいため、交通誘導員を必要に応じて適宜配置すると聞いている。県は、ポストコーンの設置又は交通誘導員の常時配置

等の措置が必要と考えている。

委員：周辺状況はいかがか。

事務局：JR立花駅方面の市道道意線は非常に交通量が多く、沿道に飲食店や店舗が立地している。

委員：右折による出入庫を抑制するためには、ポストコーンを設置するのが一番良いと考えるが。

事務局：当初は交通誘導員の常時配置をした上で、実情を見て対応をしなければならぬと考える。

委員：駐車場の全体的なレイアウトや車路は、条例審議時に比べて、随分整理された。しかし、計画地と南側の隔地駐車場を場外で行き来する旨を、消費者の方に分かりやすく示すべきと思う。また、「徐行」の路面標示や視認性の悪い曲がり角にカーブミラーを設置すべきと思う。

事務局：事業者に検討するよう伝える。

委員：国道2号に面した出口が、条例審議時より西へ寄り、バス停との関係も含めて良くなった。また、南側の隔地駐車場のレイアウト等が改善されたことは評価する。隔地駐車場から計画地の店舗への誘導看板はあるのか。

関係人：オープン当初は交通誘導員等を配置して、プラカード等で案内することを検討している。なお、オープン当初及び繁忙期には非常に混雑するが、それ以外の通常時は、ほとんど隔地駐車場を使うことはないと思われる。

委員：計画地と南側の隔地駐車場の動線と誘導について、検討されたい。

委員：北側の家具店からの影響はどうか。

事務局：近隣店舗（家具店）開業後の予測値を反映している。

委員：（各委員に諮った上で）原案どおり県意見は有しないものとし、留意事

項を付記するものとする。

【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。特に、バス停付近の歩行者等の安全及び路線バスの円滑な運行の確保に配慮すること。また、出入口②及び③において、左折による出入庫を徹底するため、前面道路中央部へのポストコーンの設置又は交通誘導員の常時配置等を行うこと。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

審 議 の 概 要

事務局から届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：計画地北側には国道 171 号があり、昼夜ともに交通量は多い。また、東側にも交通量の多い市道西第 448 号線と、御手洗川を挟んで市道西第 1307 号線がある。地点 A、B は前面道路の交通量が多いので、気にしなくてよいと考えている。本件は地点 A から E について環境基準を満たしているため、支障はない。

委員：立面図では、駐車場の入口が分かりにくいですが、どう考えているのか。

事務局：看板があるため、出入口は分かると思う。また、実際には緑化もあるため、間違えないと考えている。

委員：条例審議時に指摘があった御手洗川橋交差点の南流入の左折レーン追加については、難しいのか。

事務局：御手洗川橋交差点の南流入の車線別混雑度の値が高いことと、通学路であることから適切ではないと考える。

委員：条例審議時より歩行者の動線等は整理されている。誘導看板は、〇〇方面の退店経路はこちらと標示するなど、もう少し分かりやすくすべきである。

事務局：設置者に検討するよう伝える。

委員：東側の出入口を出口に変更した理由は何か。

事務局：条例審議時は、御手洗川橋の南流入の車線別混雑度が休日で 0.927 であり、少しでも値を減らすために、南からの流入を減らしている。出入口

から出口に変更した件については、西宮市の指導により変更したと聞いている。

委員：確かに御手洗川沿いは迂回路として利用されるため交通量が多いが、全ての来店経路を国道 171 号に設定することは支障ないのか。

事務局：計画地東側に入口を設けた場合、市道が渋滞するため、東側に入口を設けないよう西宮市の指導があったと設置者から聞いている。迂回路についてはもう少し近い経路でも検討したが、住宅地の無信号交差点を経由するため適切ではないと判断した。

委員：信号の現示で、調整できなかったのか。

事務局：国道 171 号は交通量が多いので、御手洗川橋交差点の現示を変更すると他の信号交差点にも影響を与える。

委員：(各委員に諮った上で) 原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：法第 8 条第 4 項の規定による県の意見（案）】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、来退店車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、通学時間帯に交通誘導員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。

- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 建築物及び屋外広告物は、周辺環境に配慮した外観及び形態にすること。
- 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。